平成２６年（フ）第２７９０号
大阪府四條畷市中野２丁目１番36号
債務者　川口　　恵
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８０４号
大阪市東住吉区公園南矢田４丁目22番13号パークハイツ102号
債務者　秦　　光代
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８３６号
大阪府豊中市宮山町４丁目13番５号
債務者　櫻井　里子
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８６４号
大阪市東淀川区大桐４丁目４番67―Ｂ702号
債務者　星野　優子
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８６５号
大阪府箕面市半町４丁目11番18―Ｂ201号
債務者　宮野　美雪（旧姓丸岡）
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４９号
岡山県倉敷市中島2361番地112　板谷貸家西２番
債務者　近藤　峯子
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１８６号
高知市東雲町４番19号　東雲荘203号
債務者　隅田　幸子
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３９号
岩手県花巻市桜町４丁目195番地１　プリンスコート桜町202号、旧住所岩手県北上市鬼柳町膝口25番地２
債務者　柏葉　　愛（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成26年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第５４号
岩手県北上市和賀町藤根18地割308番地20
債務者　佐藤　祐子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第１７９号
埼玉県東松山市旗立台８番地１
債務者　吉池茉莉香（旧姓下）
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２１５号
大阪府岸和田市八幡町９番11号
債務者　福田美惠子
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２２８号
大阪府岸和田市下池田町１丁目15番31号
債務者　佐川美智子
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２４３号
大阪府貝塚市三ツ松837番地３
債務者　金阪　光真
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２４４号
大阪府和泉市池田下町2875番地の11
債務者　末下　秀幸
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２５９号
大阪府和泉市和気町２丁目３番３―1002号
債務者　木村　夕希
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２７２号
大阪府貝塚市半田793番地２
債務者　秦　　尊重
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２７６号
大阪府泉大津市助松団地２番100―503号
債務者　八尾　直治
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２７７号
大阪府岸和田市土生町５丁目11番16号小南記念病院、住民票上の住所大阪府大阪狭山市茱萸木８丁目1590番地の１―２―610号
債務者　馬場　幸雄
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係